

平成 29 年度

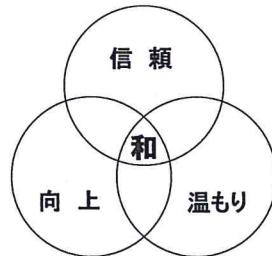
事 業 計 画

社会福祉法人 遊佐厚生会

社会福祉法人
遊佐厚生会

基本理念

「信頼・向上、
そして温もり」



- 福祉事業をとおして地域社会に貢献し、強い「信頼」を得られる法人をめざします。
- 時代の変化を鋭敏にとらえる感性を持ち、思考力・判断力・技術力の「向上」につとめます。
- サービスの基本は「心」。謙虚な気持ちで人を思いやる、「温もり」にあふれた施設づくりをめざします。

平成29年度 法人経営の基本方針

1. 基本方針

社会福祉法が改正され、平成29年度から社会福祉法人制度が大きくかわることになります。昭和26年に社会福祉法が制定されて以来の大きな制度改革となります。公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底することが求められています。具体的には、①経営組織のガバナンスの強化、②事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化、④地域における公益的な取組を実施する責務、⑤行政の関与の在り方などを柱として多岐にわたる制度改革となります。

社会福祉法人遊佐厚生会は、昭和59年の法人設立から30年余りが経過し、地域の社会福祉においてその役割を大きく果たし今まで歩んできました。

これまでの経験と実績を基盤としながらも、今般の制度改革の求めるところを充分に踏まえて、より一層充実した福祉サービスの提供をして行く必要があります。利用者ひとりひとりの尊厳を守り、原点ともいえる法人設立の趣旨や使命に立ち返り、社会的信頼に応える公正で透明な経営を実践し、地域における公益的な取組等を含めた各福祉事業を進め、地域社会での一層の福祉の増進に寄与します。

* 法人の基本目標

- (1) 安全と安心の施設経営の推進
- (2) 入所者・利用者本位のサービスの提供・自立の支援
- (3) サービスの質の向上
- (4) 健全な経営基盤の確立
- (5) 地域福祉の推進と寄与

2. 経営基盤の安定化

会計事務所を交えた経営会議を毎月開催し、各施設の経営分析を行い経営実態の把握に努めると共に、中長期的視点からの事業計画・財務計画を立て、事業経営の堅実性・効率性を高め、安定的な経営基盤の確立と適切な財務管理を行います。

3. 人事管理制度の確立 福利厚生の充実

職員個々人の仕事の成果が適正に評価される人事評価制度の確立と福利厚生の充実を図り、職員が希望を持って働き続けられるキャリアパスの構築など、適切な人事・労務管理に努め、職員が仕事を通じて成長と達成感を実感できる働きやすい職場づくりに努めます。

4. 経営組織の強化

社会福祉法人制度改革の求める経営組織のガバナンス強化を果たすため理事会や評議員会等の体制整備を行い、円滑な組織運営を図ります。

5. コンプライアンスの徹底

事業を実施するうえで社会福祉関係法令はもとより、社会的規範やモラル等を遵守し、公共的・公益的信頼性の高い経営に努めます。

6. 職員教育 研修の充実

利用者に質の高いサービスを提供するためには、職員の専門知識の習得、技術向上が必須であり、そのための教育・研修を計画的に実施し、知識・能力・技術の向上に努めます。

7. 役員会等の開催

理事会の役割は、法人の業務執行に関する意思決定機関として位置づけられており、本法人の経営する施設並びに事業経営の決定・事業の執行を行います。監事は、理事が執行する事務事業等について、上半期・下半期に定期的に監査を行います。評議員会は、法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う議決機関として位置づけします。

区分	内 容	開 催 等
理 事 会	法人の業務執行に関する意思決定機関	業務執行の意思決定を行うため、3ヶ月に一度の定期的開催のほか必要に応じて開催
評 議 員 会	法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う議決機関	毎年6月に開催する定時評議員会のほか、必要に応じて開催

8. 財務諸表等の情報開示による透明性の向上

法人のホームページ・全国社会福祉法人経営者協議会のホームページ・各施設の広報誌、並びに求めに応じて財務諸表等の開示を行い、事業運営の透明性を向上させます。

9. 遊佐厚生会苦情処理委員会について

利用者・家族等からの苦情に対応するため、法人として苦情解決責任者・苦情受付担当者を各施設に配置するとともに、苦情処理委員会（第三者委員）を設置し、適切な解決とサービスの質の向上に努めます。なお、各施設において苦情処理委員による「相談日」を設けます。

平成29年度 障がい者施設経営の基本方針

すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とした障害者差別解消法が、平成28年4月から施行されました。この法律に基づく福祉事業者向けの対応指針（ガイドライン）では、専門的知識及び技術をもって福祉サービスを提供する事業者は、日頃から、障がいに関する理解や障がい者的人権・権利擁護に関する認識を深めるとともに、より高い意識と行動規範をもって障がいを理由とする差別を解消するための取り組みを進めていくことが期待されています。

また、障害者総合支援法施行後3年を目途としての見直しでは、地域生活を支援する新たな自立生活援助や就労定着に向けた新たな就労定着支援サービス等の創設や重度訪問介護の訪問先の拡大や高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用等についての改正が行なわれ、平成30年4月から施行されることとなりました。

このような障がい者に関わる法律や制度の改正に適切に対応するとともに、施設を生活や活動の場とする入所利用者や施設に通所する在宅の利用者双方に対し生活支援をより充実したものとして推進するため、次の方針を掲げ、障がい者支援施設「月光園」と多機能型事業所「ゆうとぴい」の円滑な経営を行っていきます。

1. 生命の尊さを第一義に、安全・安心の施設経営に努めます。
2. 利用者の尊厳と人権を尊重し、利用者が主体的・自主的に生活できるよう支援します。
3. 利用者ニーズを尊重し、一人一人の利用者に質の高いサービスの提供ができる施設を目指します。
4. 障がい者の専門施設として、地域福祉に寄与し、親しみのある施設づくりに取り組みます。
5. 障がいのある方が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう相談受付や情報提供を行います。

障がい者支援施設 月光園

◆ 利用者支援の目標 ◆

1. させてはならない三つの誓い

- ◎ 悲しい思い
- ◎ 悔しい思い
- ◎ 情けない思い

2. 支援の心構え

- ◎ 私は、やさしさ、思いやりの心でサービスを提供します。
- ◎ 私は、明るい職場づくりに努め、笑顔のサービスを提供します。
- ◎ 私は、介護のプロとして責任と誇りを持ち、サービスを提供します。
- ◎ 私は、チームワークを心がけ、互いに協力し合い、サービスを提供します。
- ◎ 私は、反省の心を忘れず、一人ひとりの声に耳をかたむけ、サービスを提供します。

障がい者支援施設 月光園事業計画

◎ やさしさと思いやりの心で、利用者が安心して生活できる施設づくりを目指します。

【重 点 事 項】

1. 生活支援について
 - ・やさしさと思いやりの心で利用者に接し、笑顔で温かいサービスを目指します。
 - ・利用者一人ひとりの障がいや個性を把握し、個々に合わせた個別ケアの提供で、それぞれの思いや意向が反映されるよう支援します。
 - ・利用者が安心安全に暮していただけるよう、「ひやり・はっと」の検証や事故防止、虐待防止に取り組みます。
2. 医療と健康管理について
 - ・利用者の高齢化・重度化が進む中、体調の変化を見逃さず、嘱託医・各医療機関と連携を取りながら、早期発見・早期治療、重症化の予防に努めます。
 - ・感染症では正しい知識と対応策を学び、予防に努めるとともに発生時は速やかに情報収集しながら拡大防止に努めます。
 - ・衛生委員会では、職員のメンタルヘルスケア、腰痛予防対策など、産業医と連携を取りながら職員の健康増進に努めます。
 - ・医療における「ひやり・はっと」を検証し、原因究明・再発防止に努めます。
3. 栄養管理と給食について
 - ・季節や行事に合わせた食事を提供し、利用者に喜ばれる食事づくりを目指します。
 - ・他職種との連携を図りながらアセスメントを行い、利用者の健康維持・増進に努めます。
 - ・専門医による嚥下診断を行い、その評価に合わせた食事を提供し、食事摂取量の低下等を防ぎます。
4. リハビリ活動について
 - ・利用者個人の身体状況とニーズに合わせた個別のプログラムを立案し、毎日楽しみながら生き活きと活動できるよう支援します。
 - ・機能の維持とモチベーションの向上に向け積極的にアドバイスを行い、個人に合った環境での機能訓練を実施し、個人の目標達成に向けて支援していきます。
 - ・季節や行事にあった様々なレクリエーションを提供すると共に、文化祭に向けた掲示作品つくりを通して、利用者との交流をできるだけ増やし、達成感のある共同作

品づくりを行います。

- ・短期利用者に対しては、在宅生活の安全保持に向けた支援を行います。また、本人及びご家族から要望があれば、相談やアドバイスの提供も随時行います。

5. 職員研修について

- ・職場内外の研修に積極的に参加することで、自己のスキルアップを図り、施設サービスの向上に努めます。
- ・医療面での重度化が進む中、介護職員が適切に喀痰吸引等を行えるよう専門職としての知識と技術の向上を目指します。

6. 家族・地域との連携について

- ・家族との連携を蜜にしながら、各種行事等への参加・協力を促し、家族会事業の充実を図ります。
- ・ボランティアの協力や、慰問・実習生を受け入れるなど、地域社会との交流やつながりを大切にしていきます。
- ・法人内の各施設の情報をまとめた遊佐厚生会ホームページの開設により、より見やすくわかり易い情報の提供を心がけるとともに、月光園だよりの発刊を定期的に行い、行事や事業の取り組み、利用者の様子を紹介していきます。

7. 災害防止活動について

- ・定期的に避難訓練及び防災設備器具の安全点検を行い、利用者と施設の安全確保に努めます。
- ・近隣地区住民や広域消防署の方々が参加した総合非難訓練を実施し、災害時に備えた協力体制を築きます。
- ・火災一斉メールを受け取ったら速やかに園に駆けつけ、暗闇の中で避難させる夜間通報避難訓練を実施し、日中の夜間想定訓練をより確実なものにします。

8. 短期利用サービスについて

- ・利用者、ご家族とのコミュニケーションを大切にし、安心・安全に気持ち良く利用していただけるよう、個々に配慮した支援に努めます。
- ・新規利用者には利用日数、生活様式、居室環境など本人・ご家族の要望を取り入れ、不安なく利用できるよう、一人ひとりに合わせたサービスの提供に努めます。
- ・各事業所や相談支援専門員と情報を共有し、相互の連携を図りながら、より良い支援に努めます。

障がい者相談支援センター月光園事業計画

- ◎ 障がいのある人や家族が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようお手伝い致します。

【重点事項】

1. 一般相談支援事業（地域移行支援、地域定着支援）について
 - ・長期入院者が地域生活に移行するための支援、また、地域生活を継続できるように、行政・医療・サービス事業所等、各関係機関と連携を図り支援します。
2. 特定相談支援事業について
 - ・障がい者が自立した日常生活、また社会生活を営むことが出来るように、本人の思いに寄り添い、自己の能力、適正が活かされるサービス等利用計画の作成や評価を行います。
 - ・障がい者やその家族が、不安なく過ごすことが出来るよう、幼少期、学童期等成長に合わせた相談支援が出来るように、各児童福祉関係機関と連携を図り支援に努めます。
 - ・基本相談の実施を継続し、障がい福祉サービスが必要と思われる方や支援を要する生活困窮者の思いを傾聴し、生活自立支援センター、就労準備委託事業所などの専門機関につなげられるように情報提供に努めます。
3. 相談支援の質の向上を目指して
 - ・積極的に研修会や各関係機関の集会に参加し、各関係機関との信頼関係やネットワークの構築に努め、より質の高い相談支援を目指します。
 - ・地域活動支援センターの設置については、今後も関係機関と協力・連携を図りながら具体的な活動内容の計画に取組みます。
 - ・『カフェ おんりー・わん』の開催について
地域の皆さんの息抜きの場所、くつろぎの場所として、また、皆さんのが気軽に立ち寄れるカフェとして運営していきます。

平成29年度 月光園主要行事・教室計画

◇ 主要行事

月 日	行 事	内 容
4月 23日 (日)	観桜会 (家族会総会)	
5月 24日 (水)	パチンコ大会	
7月 2日 (日)	七夕 (家族交流の日)	
8月 24日 (木)	麺祭り	
9月 30日 (土)	芋煮会 (家族交流の日)	
10月 22日 (日)	文化祭	
12月 14日 (木)	クリスマス会	
1月 11日 (木)	新年会 (餅つき)	
2月 2日 (金)	節分豆まき	
2月 22日 (木)	あゆみ会行事 (クイズ等)	
3月 3日 (土)	ひな祭り	各グループで対応
年間を通して	外出 (買い物・ドライブ等)	各グループで対応
毎月1回	交流喫茶 (ゆうとぴい)	
毎月1回	喫茶	

◇ 教 室

	教 室 名	基 準	開 催 日	
1	フラワーサークル	年に4回	4月 13日 (木)	8月 31日 (木) 9月 27日 (水) 12月 7日 (木)
2	車椅子ダンス教室	年に3回	6月 29日 (木)	7月 27日 (木) 11月 30日 (木)
3	焼物教室	年に2回	7月 13日 (木)	8月 3日 (木)
4	釣り教室	秋に2回	9月 21日 (木)	9月 28日 (木)
5	書道教室	年に5回	不定期	
6	お茶教室	年に4回	不定期	
7	カラオケサークル	毎月	第1木曜日	
8	ミュージックケア	毎月	第3月曜日	
9	スキルスクリーンサークル	年に9回	4月～12月	

平成29年度防災活動計画

防災委員…… 1. 防火管理者 2. 防災計画担当 3. 安全指導担当
 4. 設備用具担当 5. 救護担当 6. 非常食担当

◎ 訓練・点検及び会議等

月 日	訓練内容	設備点検	会 議	備 考
4月13日(木) 4月25日(火)	職員避難訓練 (夜間想定手順訓練) 職員通報訓練	119番通報装置 一斉メール配信	第1回防災委員会 (4/13)	
5月25日(木)	地震時通報避難訓練 (昼間想定) 消火器訓練 (消防署立会い)	水消火器5本使用 119番通報装置使用 メール配信	第2回防災委員会 (5/25)	
7月9日(日)	総合避難訓練 (夜間想定) 消火器訓練 (消防署立会い)	水消火器5本使用	地域関係者懇談会 災害対策会議 (6/8事前会議)	
8月29日(火)	職員通報訓練・ 避難訓練 (夜間時実施)	防災設備保守点検 (委託業者) 119番通報装置 一斉メール送信		防災食の日 (9/1)
10月5日(木)	職員避難訓練 (夜間想定手順訓練)		第3回防災委員会 (10/5)	
11月16日(木)	職員避難訓練 (夜間想定手順訓練)	119番通報装置 一斉メール送信	第4回防災委員会 (11/16)	
1月30日(火)	職員通報訓練	消火器・消火栓・非常灯 非常口・避難口の確認 防災設備機器保守点検 (委託業者) 119番通報装置 一斉メール送信		
2月15日(木)	職員避難訓練 (夜間想定手順訓練)		第5回防災委員会 (2/15)	
3月12日(木)	地震時通報避難訓練 (昼間時想定)			防災食の日 (3/11)

多機能型事業所ゆうとぴい事業計画

◎ 基本的な人権を尊重し、家族や関係機関との連携を図りながら利用者のニーズに対応した安心かつ快適なサービス提供を目指します。

【重 点 事 項】

1. 生活介護について

- ・個別支援計画に基づいて、食事や排泄などの介護や日常生活上の支援を行います。また、創造的活動などの機会を提供し、生活意欲や社会生活での自信につながるよう支援します。

2. 自立訓練（生活訓練）について

- ・個別支援計画に基づいて、自立した日常生活や社会生活ができるよう生活能力の維持向上のため地域での作業体験やふれあいなどを通しながら必要な支援を行います。

3. 健康管理について

- ・家族との連携を図るとともに毎月の体重・血圧測定と年1回の健康診断の実施を通して健康状態の把握に努めます。また、感染予防の啓蒙を図るとともに衛生面に気をつけ手洗いやうがいの励行を図ります。また、散歩やストレッチなどを行い、体力の維持に努めます。

4. 食事について

- ・給食懇談会の実施などを通じて、バランスのとれたおいしい食事の提供に努めます。また、季節に応じた楽しい食事の提供に努めます。

5. 家族とのかかわりについて

- ・定期的に面談等を行い、支援の内容や目標の説明を通して、提供するサービスへ共通の認識が持てるよう努めます。

6. 地域社会との交流について

- ・開かれた施設を目指し、活動内容の周知を図るため地域社会との交流を積極的に図ります。

7. 職員の資質向上について

- ・多様化する利用者のニーズに対応できるよう、専門知識と技術の習得に努めます。

8. 事故及び災害の防止対策について

- ・リスクマネジメントへの意識を高め、「ひやり・はっと」の検証に取り組み原因究明・再発防止に努めます。
- ・消防計画に基づいた避難訓練の実施と防災関係機関や近隣消防団との相互協力体制を築けるよう努めます。
- ・機械類及び火器類、電気器具類の取り扱いには細心の注意を払います。
- ・設備の保守管理を定期的に行い、危険な場所については安全対策を図ります。

平成29年度 防災活動計画

防 灾 委 員----- 防火管理者、サービス管理責任者及び生活支援員の全職員

◎ 訓練・点検及び会議等

月	訓 練 内 容	設 備 点 檢	備 考
4 月	避難手順訓練（職員）	消火器・避難口などの点検 防災設備機器等保守点検	
6 月	火災時の避難訓練 (整列訓練)		
10月	地震時の避難訓練 (整列訓練)		
12月			積雪時の誘導通路 確保について検討

特別養護老人ホームゆうすい等

理 念

ひとの「生きる」をささえるために

一人ひとりが専門家

一人ひとりが経営者

一人ひとりが地域人

ひとは利用者の皆さま 生きるは衣食住 人間関係 死をも含めた人生すべて
それを支えるのが私達の仕事です

一人ひとりが自立した福祉の専門家 自覚と責任ある施設の経営者
心豊かな地域人を目指します

平成29年度 ゆうすい等経営の基本方針

平成29年度は、第6期介護保険計画の最終年度にあたり、地域包括ケアシステム構築へ向けて、より軽度な要支援者等の新たなサービスの枠組みである「介護予防・日常生活支援総合事業」を市町村が中心となって実施されます。

あいあいでは、第1号通所事業（現行相当及び緩和した基準によるサービス）の事業者指定を受け、総合事業対象者となる高齢者の受け皿としての役割を果たしていきます。また、町と共に推進役となる地域包括支援センターは、4人の専門職で再構築し体制強化を図ります。

一方、中重度要介護者の高齢者についても在宅医療が進められ、「在宅看取り」を側面から支援する通所介護や短期入所介護の在宅サービス提供事業所としても、受け入れのための課題を検討して行きます。

平成30年度には、介護報酬改正を伴う「介護保険計画」と「保健医療計画」のダブル改定が控えており、動向を注視していく必要があります。

また、「人が育つ仕組み（評価・研修体系・キャリアパス）」づくりでは、自信を持ってOJTを発揮できる中堅職員を養成することが肝要です。知識や技術はもちろん、職務に必要な態度・価値観をどう伝えていくか、改めて全体で取り組んで行く必要があります。

エコキュートと灯油ボイラーによるボイラー設備更新工事は、秋までの完成を目指します。平成27年度の空調設備の電化と合わせ、新たな省エネルギーの管理体制を組み直して行きます。

1. 経営力の向上について

- ・ 利用者のニーズに沿った信頼されるサービスを提供します。稼働率向上を目指し加算等の取得に努め経営の安定化を図ります。介護保険制度の方向性を見据え、収支分析を行ない、職員全体が経営意識を高め業務にあたります。
- ・ 省エネルギーの意識を高め、設備の更新等によりエネルギー効率的な使用に努め無駄のない施設運営を目指します。

2. 職員の資質の向上について

- ・ 職員の全体的なキャリアアップが図れるよう研修体制を整備します。専門性の向上を目指し、研修等へ積極的に派遣します。
- ・ 「新人研修」、「業務手順書」「マニュアル」等の見直しを行ないます。技術・資格取得等を職員のキャリアパスに位置づけるなど、自己啓発意識を高めていきます。

3. 地域社会への貢献について

- ・ 「ゆうすい出張講座」や「認知症サポーター養成講座」、成年後見制度への取組み等、在宅介護に関する相談業務を通して地域福祉の推進に努めます。
- ・ 地域に解放された施設として、「ゆうすいカフェ（認知症カフェ）」の継続的な運営や町の事業へ積極的に参加し、活力のある町づくりに寄与します。

4. 明るく健康な職場づくりについて

- ・ 産業医と連携し、職場衛生委員会を中心に、健診結果を把握し、メンタルヘルスチェックの体制や腰痛等に対して労災予防の意識付けをしていきます。心身ともに健康で働くことができる職場づくりを目指します。

5. 危機管理について

- ・ 周辺の環境から想定できる災害に備えた訓練や設備・備蓄品の点検を定期的に実施します。BCP（事業継続計画）の完成度を上げ、地域のネットワークと連携し、福祉避難所としての非常時の対応力を磨きます。
- ・ 不審者等への対策として、マニュアルを整備し、防犯カメラの活用や対応訓練を実施します。
- ・ 「職場安全パトロール」を継続し、職員の事故予防の意識を高めて、5S（整理・整頓・清潔・清掃・躰）運動を意識した安全な環境の構築に努めます。

6. 透明性、信頼性の確保について

- ・ サービス利用の際に聞き取りやアンケート等を実施し、利用者・家族の声を聞く機会を増やします。利用者・家族が相談しやすい環境に整備し、苦情等に対し迅速丁寧に対応します。
- ・ ホームページを活用し、施設情報を公開することで地域に親しまれる施設を目指します。

特別養護老人ホームゆうすい事業計画

◎ 利用者一人ひとりが満足できる施設サービスの提供を行います。

【重点事項】

1. 生活支援について

- ・ 利用者のニーズに沿った、生活への楽しみが持てる行事や取り組みを実践します。
- ・ 良質で安全なサービスの提供を目指します。業務手順書を習熟し、「ひやり・はっと」を活用しながら、リスクマネジメントへの認識を高めます。
- ・ 介護と看護の連携を進め、看取り介護や認知症の方への対応など、専門性の向上を常に図りながら、統一した質の高い介護の提供に努めます。
- ・ 施設内の整理整頓、生活環境の清潔保持を心がけ、物品の適正な管理に努めることにより、経費の無駄を省きます。

2. 食事サービスについて

- ・ 給食委員会における意見や嗜好調査の結果等により、利用者が生活への楽しみや季節を感じる事の出来る安全でおいしい食事の提供に努めます。
- ・ 低栄養状態の予防や、疾病の悪化防止など個々の栄養管理に努めます。

3. 健康管理について

- ・ 利用者が心豊かに穏やかな日常生活が送れるよう、終末期を含めて、本人、家族が望む生活を、各専門職が協力・連携し支えていきます。
- ・ 感染症対策として、予防の原則「持ち込まない・拡げない・持ち出さない」を念頭に、全職員への意識づけと実践の徹底に努めています。
- ・ 定期的に健康診断、ストレスチェック、腰痛予防対策の取組を行い、産業医の指導のもとに職場衛生委員会と連携して、職員一人ひとりが、身体的、精神的、社会的にも健康な状態を保って働くことができる職場作りを目指します。

4. リハビリテーションについて

- ・ 一人ひとりが楽しく快適に、生活が送れるよう共にリハビリに取り組む姿勢を持ち、利用者の身体機能の維持を支援します。
- ・ 理学療法士及び機能訓練指導員の個別指導を活かし、利用者に適した生活リハビリが実施できるよう支援しつつ、職員の腰痛予防にも努めています。

5. 短期入所サービスについて

- ・ 利用者・家族・各事業所からのニーズに沿ったサービスを提供できるように、医療と介護の情報を共有し、相互理解と連携を図りながら、緊急的な受け入れ等にも努めています。
- ・ 居室環境を利用者にあわせて整え、安全・安心に快適な生活が送れるよう支援します。また利用者の要望にこたえ、利用中の生活の充実を図るように努めています。

デイサービスセンターあいあい事業計画

◎ 利用者が在宅での生活をいきいきと過ごして行けるよう支援します。

【重 点 事 項】

1. 基本サービスについて

- ・ 利用者が在宅で、本人らしくいきいきと生活するために、今出来る事が継続できるよう身体機能の維持に心掛けます。
- ・ 施設内の整理整頓、環境の整備、美化に努め安全にくつろげる空間作りに努めます。
- ・ 業務手順書に沿った介護を行ない、介護事故の防止、「ひやり・はっと」の削減に努め、リスクマネジメントを意識した介護支援に取り組んでいきます。

2. 食事サービスについて

- ・ 利用者の食事形態の変化や食事制限などに、その都度対応した食事を提供します。
- ・ 廉価と連携することで利用者からの要望を反映し、行事食を充実させ季節おりおりの郷土色ある美味しい料理を提供します。

3. 健康管理について

- ・ 手洗い、うがいを励行し、在宅でも実践して頂けるように指導に取り組みます。
- ・ 在宅や施設の感染情報を共有することで迅速な対応を行います。研修に参加し、感染症予防に対する知識・技術の習得に努めます。
- ・ 利用者の重度化に適切な対応が出来るように、在宅、看護、介護員間の連携と、医療に関する知識の向上に努めます。

4. レクリエーション、余暇活動について

- ・ 利用者間の繋がりや交流を意識したレクリエーションを企画し実践します。
- ・ 脳活性トレーニングや、楽しく体を動かす軽スポーツを実践します。季節ごとの行事、四季折々の外出等を企画し取り組みます。

5. 介護予防について

- ・ 運動トレーニング、認知症予防、口腔機能維持の取り組みを個々に合わせて行い、PDCAサイクルの中で継続的な改善・維持向上に努めます。
- ・ 第1号通所事業の指定を受け、対象者のレベル向上に繋がるように、より目的や効果を意識した取り組みに努めます。

6. 地域とのつながりについて

- ・ 地域ケア会議等の参加により、医療・介護・地域・他職種と情報交換を行うことで、情報の共有と連携を深めます。
- ・ 職員の資格や知識・技能を生かし、「出張講座」等で講師として各地域団体への派遣をおこない、認知症予防や介護予防への情報の発信に努めます。

ケアプランセンター ゆうすい事業計画

- ◎ 住み慣れた地域のなかで、利用者や家族が自立した生活を送ることが出来るよう
にケアマネジメントを行います。

【重点事項】

1. ケアプラン作成について

- ・ 利用者や家族の考えを尊重し自立した生活を支えられるようにケアマネジメントを行います。
- ・ 介護保険制度や各サービス事業等について、分かりやすい説明・適切な情報提供を行います。

2. 他機関との連携について

- ・ より良い支援を行うために、サービス担当者会議等を開催し、サービス提供事業所との情報収集や情報の共有を図っていきます。
- ・ 行政機関や民生児童委員等と、連携を図るなどの協力体制を持ち、適切な支援につなげます。
- ・ 医療面のかかわりが多様化、より専門化するなか、利用者が在宅での生活への不安が軽減できるように連携を図ります。かかりつけ医からの情報や緊急時の対応等を確認し、スムーズな支援が出来るように心掛けます。

3. 研修について

- ・ ケアプラン会議の場において、ケアマネジメント業務の特性についての認識を深め、研修報告や事例検討等を行ない、一人ひとりの資質向上を図ります。
- ・ 利用者を取り巻く様々な状況に対応できるように自己研鑽に努め、研修会（内部・外部研修問わず）等に積極的に出席します。

4. 地域包括ケアシステム構築への役割

- ・ 地域包括支援センターと連携を図り、利用者が地域での生活を豊かに継続できるよう、社会資源の再認識や新しい資源の掘り起こしを行います。
- ・ 地域の特性を把握し、画一的なものにとどまらないように、地域に出向き意見等の収集に勤めます。

遊佐町地域包括支援センター ゆうすい事業計画

◎介護予防・日常生活支援総合事業の開始にあたり、介護予防・医療・介護・住まい・生活支援が包括的に確保（地域包括ケアシステム）されるよう、多職種・関係機関との連携を強化していきます。

【重点事項】

1. 総合相談支援事業について

- ・ 相談は高齢者のみならず、障がい者・生活困窮者など複雑多岐にわたるため、専門職配置を十分発揮しながら対応していきます。
- ・ 独居高齢者や認知症・高齢者世帯など相談発信が難しい方については、民生児童委員・行政等と情報共有を図りながら対応していきます。

2. 権利擁護事業について

- ・ 虐待や消費者被害等の防止に向け、啓蒙活動（チラシ配布等）を行います。
- ・ 地域住民や関係者からの通報による、虐待と思われる相談については、行政と連携しながら対応を行ないます。

3. 包括的・継続的ケアマネジメント事業について

- ・ 自立支援型地域ケア会議を通して、ケアマネジャーのケアマネジメント力が、より向上するよう、体制支援を行ないます。
- ・ ケアマネジャーと定期的に情報交換の場や勉強会を設けながら、業務支援していきます。個別相談については、随時受け付け対応していきます。

4. 介護予防ケアマネジメント事業について

- ・ 「介護予防・日常生活支援総合事業」が円滑に進められるよう、業務手順などについて、行政・関係者と共に情報共有を図りながら進めていきます。
- ・ 要支援認定者や事業対象者が、より自立した活動的な生活が送られるように、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを行ないます。

5. 認知症に関する事業について

- ・ 認知症になっても、自宅や地域で安心した生活ができるよう、住民へ認知症の理解を進めるための講座「認知症サポーター養成講座」等を継続して行います。
- ・ 認知症サポーター・キャラバン・メイトが、活動しやすいよう研修の場や情報共有の機会をつくります。
- ・ 当事者や家族、支援者などが気軽に相談や交流ができるよう、「ゆうすいカフェ」等の活用を勧めています。

6. その他

- ・ 介護する家族が、心身共に健康な状態で生活を維持できるよう、相談の場や講座などで家族介護者支援を行ないます。

平成29年度防災活動計画

防災委員 …… 管理課より防火管理者、業務員及び介護支援専門員
介護課及び通所課より介護員6名

月 日	訓 練 内 容	設 備 点 檢	会 議	備 考
4 月		火災一斉メールシステム	防災委員会	
5 月	発電機始動・接続訓練	火災一斉メールシステム	防災委員会	管理棟
6 月	昼間避難訓練 (通所課)	火災一斉メールシステム	防災委員会	
7 月	無断外出者搜索訓練 (管理課)	火災一斉メールシステム	防災委員会	
8 月	夜間避難訓練 (ユニット介護) 遊佐町総合防災訓練	火災一斉メールシステム 消防用設備保守点検	防災委員会	
9 月	発電機始動・接続訓練	火災一斉メールシステム	防災委員会	あいあい
10月	地震想定避難訓練 (既存介護)	火災一斉メールシステム	防災委員会	
11月	発電機始動・接続訓練	火災一斉メールシステム	防災委員会	既存棟介護
12月		火災一斉メールシステム	防災委員会	
1 月	発電機始動・接続訓練	火災一斉メールシステム	防災委員会	ユニット棟介護
2 月	夜間想定避難訓練 (既存介護)	火災一斉メールシステム 消防用設備保守点検	防災委員会	
3 月	夜間想定避難訓練 (ユニット介護)	火災一斉メールシステム	防災委員会	

※委員会は毎月第2水曜日開催

※委員会開催日は防災用具の点検を行う。

特別養護老人ホームにしだて

理 念

地域に支えられ、地域に寄り添う施設を目指します

地域に支えられ、地域を支える施設を目指します

平成29年度 にしだて経営の基本方針

平成29年度介護報酬改定の概要案が示されました。そのポイントは、昇給と結びついた形でのキャリアアップの構築するための介護職員処遇改善加算の新区分が設けられたことです。新たなキャリアパス要件は、経験に応じて昇給する仕組み、資格等に応じて昇給する仕組み等の内容になっているようです。このような観点から保健・医療・福祉の専門的な知識や技術を身につけた職員の人材育成に努めています。

経営的には、加算要件の制度的な縛りはありますが、各種加算の確保と施設入所、短期入所の目標稼働率の達成に向け取り組みます。また、平成30年度の診療報酬・介護報酬同時改定にむけて制度改正を注視しながら適切に対処して参ります。

これからも地域社会と共生しながら、支援を必要とする高齢者の生活と、人間としての権利を擁護することを第一とし、利用者の自己実現に向けて重度の要介護者や認知症高齢者が、地域で安心して暮らせるように、行政、医療、福祉諸機関等と連携を取り質の高いサービス提供に努めています。

1. 経営力の向上について

- 利用者ニーズに即した信頼のあるサービスを提供すると共に、目標稼働率の達成に努めます。また各種会議等で利用実績の分析を行い経営の強化を図ります。
- 健全かつ透明性の高い経営を行うために、適正な収益を確保し安定した経営基盤を確立します。
- 品質の良いサービス向上に努め、感染予防も含め徹底した健康管理を行い、空床減に努めます。
- 職員の自己実現に向け、多様な人材がその意思と意欲を生かして能力を発揮できるような組織と、連携と協調のもと、やりがいと働きがいのある職場環境づくりに努めます。

2. サービス提供について

- ・ 質の高いサービスが提供できるよう、職員は、誇りと職責を認識し、自己研鑽に努め、専門的知識・技術の向上を図るとともに、社会人としての人間的成长を目指します。
- ・ 利用者が、心身ともに健やかな日常生活を送ることができるよう、意思と尊厳を最大限に尊重した、良質かつ安心・安全なサービスを提供します。
- ・ 法令遵守に基づいた職員及び事業所としての行動規範を身につけ、信頼のあるサービス提供ができるように努めます。

3. 地域共生について

- ・ 地域との結びつきを一層重視し、高齢者の地域福祉の拠点として相談援助業務の充実を図り、地域社会に貢献します。
- ・ 町や地域の行事等への参加、ボランティアの受け入れ、施設の提供を行い、地域社会との連携を図ります。

4. 人材育成について

- ・ 施設運営に必要な研修への参加や実施に積極的に取り組みます。
- ・ 外部研修、内部研修等含め、専門職としての知識の習得やスキルアップに努めます。
- ・ 実習生等を積極的に受け入れ、関係機関との連携を図りながら、福祉人材の実践力の向上に努めるとともに、未来の福祉を担う人材の育成、地域における福祉文化の醸成に貢献します。

5. リスクマネジメントと防災について

- ・ 事故防止のために、各職種と連携を取りながらアクシデント・インシデント等についてのマネジメントを行い、再発防止に努めます。
- ・ 防災について、遊佐町、近隣住民、地区消防団等と連携を図りながら災害時に迅速な対応できるよう訓練を実施します。また、福祉避難所としての役割についても遊佐町や関連事業所と連携を図ります。
- ・ B C P（事業継続計画）の周知、啓発を含めた学習の徹底を図ります。
- ・ 庄内地区特養防災ネットワークづくりとの積極的な連携を図ります。

6. 健康・衛生管理について

- ・ 産業医と連携をとりながら、健康診断の実施と要検査対象者のフォローを行い健康改善と増進に努めます。

特別養護老人ホームにして事業計画

◎ 住み慣れた地域のなかで、介護を必要とする高齢者が家庭的な雰囲気で安心して暮らすことのできる施設サービスの提供を行います。

【重 点 事 項】

1. 生活支援について

- ・ 利用者の方々の日頃の生活の様子をお伝えする事で家族の方々から安心して頂けるようにします。また今までの在宅生活を教えて頂くことで、最期の時間を施設で安らかに迎えることが出来るように努めます。
- ・ 利用者の方々が楽しく参加できるような行事の取り組みや家族、地域の方々が参加出来る行事を行っていきます。
- ・ 「ひやり・はっと」の活用により職員の認識を高め、事故防止に努めます。
- ・ 内外の研修に参加し、知識向上に努め職員間のスキル向上を目指します。
- ・ 介護と看護の連携を図り、専門的な視点を持ち、一人一人に合ったサービスの提供に努めます。
- ・ 施設内の整理整頓、生活環境の清潔保持を心がけ、物品の適正な管理に努めます。

2. 食事サービスについて

- ・ 季節の食材や、地元の食材を取り入れ、利用者になじみのあるおいしい食事を安全に提供するよう努めます。
- ・ 定期的に行事食や企画食を行なうことで、日々の食事に変化をもたせ、食事を楽しんでいただけるよう工夫します。また、料理やおやつ作りを通して、作る楽しみや食べる楽しみを多く持てるようにします。
- ・ 個人の嗜好や栄養状態、身体状態に合った食事を提供できるよう、他職種と連携し、適切な対応に努めます。
- ・ ソフト食の形状の安定を図り、より安全で満足度の高い食事にしていくよう取り組みます。

3. 健康管理について

- ・ 利用者の終末期を含めて、安心して穏やかな生活ができるように、寄り添った介護・看護を行っていきます。また、日常的に話合いや連絡・相談・カンファレンス等を通して、家族の理解や協力が得られるように努めます。
- ・ 感染予防を徹底するため、予防三原則「持ち込まない・拡げない・持ち出さない」を念頭に、「うがい」「2回手洗い法」を確実に実施することで、施設全体の感染症予防に努めます。

4. リハビリテーションについて

- ・ 利用者一人ひとりの身体機能、今できることを維持し、楽しく快適に、生活が送れるように支援していきます。
- ・ 理学療法士の定期的な指導を活かし、利用者に適切な生活リハビリが実施できるよう支援します。

5. 短期入所サービスについて

- ・ 利用者に合わせた居室環境を整え、ご利用の期間を楽しく安全に過ごして頂けるよう支援します。
- ・ 利用者へのサービス提供にあたって利用前の面談、利用毎の報告、サービス担当者会議等において、担当者、ご家族との情報の共有を図り共に支援していきます。
- ・ 居宅介護支援事業所へ空き情報を提供し空床の活用につなげます。

ケアプランセンターにしだて事業計画

◎ 住み慣れた地域のなかで、利用者や家族が安心して暮らすことができるようケアマネジメントを行います。

【重 点 事 項】

1. ケアプラン作成について

- ・ 自立支援にむけたケアプラン作成を行います。
- ・ 分かりやすい説明、適切な情報提供を行います。
- ・ 平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります。個々の状況に合わせたサービスを提供できるよう相談していきます。

2. 他機関との連携について

- ・ より良い支援を行うために、サービス提供事業所との情報収集や情報の共有化を図っていきます。
- ・ 行政機関や民生児童委員等と、連携を図るなどの協力体制を持ち、適切な支援につなげます。
- ・ 不安なく在宅での生活が続けられるように、医療機関との連携を図ります。かかりつけ医の必要性、緊急時の対応等を確認し、スムーズな支援ができるように心掛けます。

3. 研修について

- ・ 利用者を取り巻く様々な状況に対応できるように、研修会（内部・外部研修問わず）等に出席し自己研鑽に努めます。

平成29年度防災活動計画

防災委員…… 1. 防火管理者 2. 防災計画担当 3. 安全指導担当 4. 設備用具担当
 5. 救護担当 6. 非常食担当

◇訓練・点検及び会議等

月	訓練内容	設備点検	会議	備考
4月	職員通報訓練	119番通報装置 火災一斉メールシステム	4/19 防災委員会 ①	
5月	5/25(水) PM 通報避難訓練 (夜間想定) 消火器訓練 (消防署立会)	水消火器使用 119番通報装置 火災一斉メールシステム 自家発電機作動訓練	5/17 防災委員会 ②	
7月	7/23(日) 総合避難訓練 (夜間想定) (消防署立会)	119番通報装置 火災一斉メールシステム	防災委員会 ③ 災害対策会議	
9月	9/26(火) 日直体制の避難訓練 (昼間想定) 屋内消火栓消火訓練	防災設備保守点検 (委託業者) 火災一斉メールシステム 自家発電機作動訓練	防災委員会 ④	防災の日 9/1
1月			防災委員会 ⑤	
3月	地震時通報避難訓練 (昼間想定)	防災設備保守点検 (委託業者) 安否確認メールシステム 自家発電機作動訓練	防災委員会 ⑥	